

デンマークにおけるボランティア活動と権利擁護

Volunteer and Advocacy Work in Denmark

朝 倉 美 江

Mie ASAKURA

はじめに

デンマークはスウェーデンとともに北欧の福祉国家として1980年代後半以降、わが国の高齢者福祉政策のモデルとして位置づけられてきた。「寝たきり老人はつくられる」というメッセージとともにわが国の高齢者福祉政策の課題を明確に示し、多くの高齢福祉関係者が北欧の福祉を視察し、帰国後は「寝たきり老人のいない国」をめざす方向が志向され、わが国の高齢者福祉政策・実践に大きな影響を与えたのである。デンマークの福祉システムの特徴は、福祉サービスを国家責任のもとに提供し、高齢者福祉の領域では、①継続性の原則、②自己決定の原則、③自己資源開発の原則というケアの3原則のもとに良質のサービスを誰もが利用できるというものであった。

しかし、グローバリゼーションが進展しつつある中、デンマークにおいても市場主義の流れは不可避な状況に至っている。2001年には9年間続いた社会民主主義政権が破れ、自由党と保守党による中道右派連合政権となり、移民規制と税率凍結という公約のもと財政改革に取り組んでいる。さらに2004年には「小さな政府と持続可能性」構想を提示し、福祉政策に「自由選択」とボランティア参加

が位置づけられた。「自由選択」は、市場原理に基づく契約システムの導入をもたらし、その枠組みにおけるボランティア参加は、福祉サービス供給主体の多元化と民営化が促進されるなかで求められる。多元化は、営利企業を主体とし、市場メカニズムを軸として展開される可能性が高い¹⁾。そこでは、ボランティア・民間非営利組織（NPO）は、福祉サービスの公的財源の縮小のもとで営利企業が提供しない、もしくは提供できない不採算、貧困・低所得層へのサービス提供主体として期待される傾向にある。

デンマークが当面している市場主義の流れのもとでの福祉国家のゆらぎは、福祉サービスの多元化をどのような方向で推進するのか。さらにそこではボランティア・NPOをどのように位置づけるのか、が明確にされる必要があることを示している。エスピノ・アンデルセンは、福祉国家を3つのレジームとして類型化し、デンマーク等北欧型を「社会民主主義」レジームと位置づけている。そしてこのレジームの国々は「社会民主主義が社会改革を主導する力があるとし、そのことが最も高い水準での平等を推し進めるような福祉国家を実現しようとしている」²⁾と評価してい

る。したがって福祉国家のゆらぎのなかにあるからこそ、その社会民主主義を推進する市民参加やボランティア活動の成熟がさらに求められる状況に当面しているといえるのではないか。

以上のような問題意識のもと本稿では、①福祉国家とボランティアの関係について論じ、そこでは福祉国家のゆらぎのなかでボランティア・NPOが注目され、なかでも福祉サービス供給における役割に焦点があてられつつあることを論じる。そのうえで②福祉国家であるデンマークにおけるボランティアの歴史と現状を明らかにすることによって、福祉国家におけるボランティアの役割の変化を明らかにする。さらに③デンマークにおけるボランティア政策と活動実態をデンマークボランティアセンターと高齢住民委員会活動の調査結果から検証し、デンマークのボランティア活動が民主主義の発展のなかに位置づけられることを明らかにしたい。そして最終的には④デンマークにおいても福祉サービスの市場化が進む中、必要不可欠となる権利擁護におけるボランティアの役割について、認知症ケアの場での権利擁護活動の調査結果に基づき考察していく。

1. 福祉国家とボランティア

(1) 福祉国家のゆらぎ

福祉国家とは、一般的には市民の最低限度の生活を保障する国家システムといわれている。その福祉国家におけるボランティアは、国家システムによっては対応困難な生活問題に対して先駆的に、さらに柔軟性・即応性が求められる問題に緊急・短期的に対応する活動として福祉国家の枠組みの外に位置づけてきた。しかし、今日福祉国家のゆらぎが指摘されるなかで、ボランティアの位置づけも新たに変化しつつある。その変化は福祉国

家のゆらぎとどのような関係にあり、福祉国家のゆらぎのなかにおいてボランティアはどう位置づけられつつあるのかを明らかにしたい。

エスピニ・アンデルセンによれば、福祉国家とは脱商品化効果をもち、市民が仕事、収入、あるいは一般的な福祉の受給権を失う可能性なしに必要と考えたときに自由に労働から離れることができる、という条件を備えているものである³⁾という。脱商品化によって、私たちは市場に依存することなくその生活を維持できるようになる。そしてその脱商品化の程度が高いのは北欧の福祉国家であるといわれている。デンマークは北欧の福祉国家の1つであり、そのシステムは、手厚い福祉政策によって就労を支援し、労働市場を活性化することによって成り立っていたと言われている。

しかし、今日、福祉国家は、2つの挑戦に直面しているという。1つは、現在の社会的支援制度とニーズやリスクの展開の間の不整合が拡大してきていることである。これは家族構造の変化、職業構造の変化、ライフスタイルの変化による。それらの変化によって生じる新しいニーズに対する福祉国家の解決能力への不満である。2つ目は、経済成長率の低下や「脱工業化」などの経済的条件の変化と人口の高齢化などの人口構造の動向によって福祉国家施策の将来の有効性が脅かされている⁴⁾ということである。

この2つの挑戦に対してデンマーク等北欧の福祉国家は、女性雇用の拡大を公的雇用によって解決しようとしてきた。デンマーク・スウェーデンの女性の労働市場参加率は約80%に達し、そのことで福祉国家が高い税収入を確保し、福祉依存者をより少なくしてきた。しかしその一方で公的雇用が税負担の増大にもつながっていくという福祉国家のアキレス

臍にもなってしまったという側面もあった。

さらに新しいニーズは従来の公的セクターが想定していなかった課題であり、その対応能力を超えたところに問題の多様性と個別性がある。具体的には、産業構造や人口構造の変化を背景としたニートやフリーターという言葉に象徴される若者の自立困難や少子化の背景にある子育て不安、高齢化によって増加しつつある要介護の問題、さらにホームレスや移民の問題などである。それらの新しいニーズは社会的排除を生じさせ、社会的包摶が多くの福祉国家に共通するテーマとなってきている。

社会的排除とは、多次元的で構造的な過程であり、それは一方では労働の不安定さや失業を含み、他方では福祉国家の危機、フレキシブルな〔資本〕蓄積のパターン、個人主義の台頭、そして第一次連帯（たとえば家族のネットワーク）の弱体化などを通じた、社会的なつながりの崩壊を含んでいる⁵⁾といわれている。つまり社会的排除は経済的な支援やサービス等の提供によって解決できる問題ではなく、排除された人たちを受け止められる包摶的な社会を構築することが求められるのである。そのような社会は新しいニーズを抱えた人々のエンパワーメントや社会的参加の機会の増大をシステムとして含むものでなければならない。以上のように福祉国家がゆらぐなかで求められる利用者、市民のエンパワーメントや社会参加を積極的に担う可能性があるのでボランティアという存在ではないか。以下ではその点について検討していきたい。

(2) 福祉国家とボランティア・NPOの位置づけ

福祉国家がゆらぎ、福祉社会が展望されるなかで、注目されているのは、市民社会次元での民主主義である。市民社会次元における

民主主義とは、議会制民主主義を補完しつつ、特に公共サービスの供給体制について市民社会に多様な参加と影響力行使の回路を張り巡らせていくこと⁶⁾を示している。具体的には、わが国でいえば介護保険事業計画や地域福祉計画など政策の企画・計画への市民・利用者の参加や介護保険サービスなどの福祉サービスをボランティア・NPOが供給することなどである。なかでもボランティア・NPOが福祉サービス等を供給することは、情報の非対称の問題⁷⁾を解決し、多様で複雑化したニーズへの柔軟で迅速な対応が可能であるということからも、その有効性が示されつつある。

とはいって、エスピノン・アンデルセンは福祉国家のゆらぎのなかで、福祉国家は福祉を生産する三つの機能のうちの一つにすぎないし、残る二つは市場と家族であると論じている。さらにその際、ボランティアについて第四の機能として位置づけられるのかという問いに対しては、実際はボランティアによる非営利の「第三セクター」は、どの国においても、その機能はきわめて限られており、国からの手厚い助成を前提としている。アメリカのようにヘルスケアの大部分が非営利団体によって運営されている理由の一つは、決定的な税的優遇措置の存在である⁸⁾と指摘している。

この指摘は、アメリカにおいてNPOへの政府補助が削減され、税制改革によって負担が増加しつつあるなか、レスター・サラモンによって民間非営利セクターが危機に陥りつつあることが報告されていることからも正しいといえよう。NPOは市場競争のなかで、その存在の要であるミッションに基づいた活動が苦境に立ち、その経営は死活問題にまでなっている。そのなかで、非営利活動はその有効性やアカウンタビリティの危機にも直面し、さらに最も重要な信頼性や正当性も危機

にさらされている⁹⁾という。

ここで留意する必要があるのは、ボランティアやNPOの存在自体を福祉国家という枠組みに組み込む必要があるとするならば、その組織や運営等に関しても財源を市場原理とは異なった論理のもとに確保するシステムを組み込まない限り、その存在は、あやういものであり、自主性だけに委ねて位置づけられるものではないということであろう。その意味では本論で考察するデンマークのボランティア組織も政府による財政支援の有無やそのあり方が重要な意味をもつのである。

(3) 福祉サービス供給とボランティア・NPO

また、先述のとおり社会的排除が、今日わたしたちが当面する最も重要な課題であるとするならば、排除される側がいかなるニーズをもち、さらにそのニーズは誰がどのように把握し、そのうえで適切なサービスをいかに提供するのかということがポイントとなる。

その点については、ヨーロッパでは1970年代、80年代にNPOが拡大していくなかで、社会的に排除された人びとも含めた参加と民主主義を実現する組織として非営利・協同セクター¹⁰⁾を位置づけている。イギリスでは、トニー・ブレアが「第三の道」として福祉政策と就労政策をむすびつけ、福祉が就労を促進する体制をつくりだそうとした。そこでは、社会的に排除された人びとについて単に保護の対象とするのではなく、その自立を促進し他の人々との相互的な関係を形成していくという「社会的包摂」という考え方を基軸にした。その具体的な方法として失業者のトレーニングの場に民間非営利・営利組織が組み込まれた。さらにNPOを福祉サービス供給主体として位置づけ、パートナーシップという政策のもと福祉サービスを供給するNPOは、

その規模を拡大している。ドイツでも1990年代には、ニューパブリック・マネジメントによる「顧客」としての市民への「サービス提供自治体」から、市民参加を重視する「市民自治体」への転換が、議論され、そこでは、市民は単なる「顧客」ではなく、権利と義務をもった「パートナー」つまり「共同形成者」、「共同生産者」として位置づけられる¹¹⁾。

またピクトール・ペストフは、市民参加によって福祉国家を福祉社会へと転換するというモデルを提示し、政府と市場の間にある第三セクターとして非営利・協同セクターの可能性を明らかにしている。この参加型モデルの利点とは、「ソーシャルサービスを提供している市民組織が市民の共同の決定権を強化し、彼女らの共同生産の需要量の増大によって市民としてもエンパワーができる。そしてそのことが福祉国家を福祉社会へ転換することを推進する」¹²⁾つまり公的サービスを市民参加によって提供することが、市民のエンパワーメントにつながり、さらにそのことが社会雇用と市民参加を促進するということである。そこで福祉サービス供給の新しいモデルの基盤となるのは、市民自治による共同と市民による生産であるという。

このような福祉国家の新しい動向は、福祉を自立支援と位置づけ、その自立を就労によって実現するというものである。しかし、そこでの就労は現在の社会経済システムのなかでのペイドワークに焦点があてられており、アンペイドワークについてはあいまいなままであるという限界がある。さらにその自立支援政策で目指された「完全雇用社会」が強制労働になりかねないという批判等もある。したがって、今日求められているのは「全面活動社会」であるとしてポスト第三の道が提唱されつつある。「全面活動社会」とは労働市場の外での生活能力支援の意義を強調し、具体

的には緩やかな互酬性原理を前提として、多様な社会参加の在り方を評価し、それを条件にベーシックインカムを提供していく¹³⁾という考え方である。

以上のようにヨーロッパでは福祉国家のゆらぎのなかで、ボランティア、NPOが新たに注目されている。その背景にはニーズの変化とそれに対応できるサービス供給システムにボランティア・NPOを組み込むという側面と社会的包摶が課題となっている今日、政治的・社会的参加としてのボランティア活動が福祉社会の形成という側面から求められているということである。

2. デンマークのボランティアの歴史と現状

(1) デンマークにおけるボランティア活動の誕生

デンマークは福祉国家として公的にサービス提供がされてきたという歴史をもっている。そのような歴史的経過のなかで、ボランティアはどのように誕生し、どのような機能をもちらながら発展してきたのであろうか。その経過を検討することによって福祉国家のなかでのボランティアの機能とその位置づけを明確化したい。

従来、デンマークなど北欧ではボランティアは少ないと言われてきた。デンマークにボランティアが少ない理由としては、福祉サービスは公的責任のもと専門職が担うものであるとされ、「福祉分野では職業化できる仕事はボランティアにさせない」というものがある。さらに「ボランティアとは偶然的、一時的で継続性も責任も薄くならざるを得ない。そういう人々を生活や生命の援助活動のアテにすることには根本的に無理がある」¹⁴⁾という意見もある。しかしだからといってボランティアが存在しなかったわけではない。本節では、デンマークのボランティアセンターの

資料¹⁵⁾からデンマークにおけるボランティアの歴史の概要を紹介したい。

デンマークで、最初のボランタリー組織が創設されたのは1700年代後半であるという。しかし1849年にデンマーク憲法が制定されるまでのボランタリー組織は、君主によって統治されていたものであり、慈善的な色彩の濃いものであった。デンマークの憲法は、世界的にみても早い時期に制定され、その内容も信仰、結社、集会の自由とともに平等権の保障が含まれている先進的なものであった。憲法制定後、デンマークでは、市民が自主的に組織をつくることができるようになり、組織・集会の自由によって、現代につながる市民による組織活動が展開するようになっていった。当時のボランティア組織は、地域のなかで多様な活動を展開していたが、それらは人権に関わり、社会的に必要とされるものであったという。

しかし、当時のボランティア活動の役割は、その時代の価値観を反映し、イギリスの新救貧法下におけるCOS（ロンドン慈善組織協会）の活動と同様、公的セクターは貧困への援助を担当し、さらに援助に値する貧困について市民の支援が提供されるとされていた。そしてその援助活動はキリスト教を基盤としており、教会を中心に行われていた。そのルーツはキリスト教の伝道活動にあり、具体的な活動内容は、貧困・アルコール問題などを抱える子ども達や若者への支援活動であった。そのような活動は貧しい人々や病気の人達など問題をもつ人々の生活を普通の状態にしていくことに貢献していたと言われている。

その後そのような活動と同時に障がいを持つ人達のグループがつくられ、彼ら自身による支援活動も広がっていった。それは慈善的な活動ではなく、お互いがメンバーとして助け合うというものであった。それらの組織の

基盤は20世紀半ばにつくられた。

(2) 福祉国家政策下のボランティア活動の位置

1933年に「社会改革法」が成立した。この法律はデンマーク福祉国家形成の基盤となるものであり、公的セクターが全ての市民の安全と福祉に責任をもつというものであった。1930年代から70年代にかけてデンマークの公的福祉サービスは拡大し、市民には一定の公的サービスが保障されるようになった。

公的サービスが充実し、その責任が明確になったことからボランティア活動はその役割を変化させていくことになる。福祉国家システムにおける当時のデンマークのボランティア活動は、公的サービスでは提供することが困難なサービスを担当することになった。具体的には、より専門的な活動とより個別的、活動的な領域を担当することになるとされた。

しかし、地方自治体による老人ホームなどによって市民の生活を保障することになっていたにも関わらず、実際には1950年のデンマークの高齢化率は9.1%となっており、高齢者の急増も背景に公的サービスが大幅に不足し、老人ホームの経営主体の大部分は非営利と営利目的の団体であり、さらにその多くがコントロール不可能な民間施設であった。そのような施設は衛生状態も悪く、満足に病人のケアができるような代物ではなかった¹⁶⁾という。その後1955年、1964年と法改正が行われ、その中で老人ホームの設立は①老人ケア施設であり地方自治体が設立運営しているもの、②県、あるいは国が認可した非営利団体が設立運営しているものと明示され、営利施設は次第に消え去っていったという。また非営利団体とは、宗教団体、人道主義的団体、専門職団体によるものであり、そこにはボランタリズムの思想が反映されていたと思われる。

さらに1976年に施行された「生活支援法」では、ボランティア組織への資金的な援助が明確にされ、ボランティア活動の役割が社会的に位置づけられた¹⁷⁾。また、70年代後半から80年代にかけては失業の増加や福祉予算の増大によって、デンマークも福祉国家の危機に立たされた。1970年代当時は、制度的にボランティアが位置づけられたとはいっても政策としては素人のボランティアは認められていなかった。しかし、ボランタリーソーシャルワークは、その中心となる価値が連帶であるとされ、援助を必要とする人々との連帶という支援の方法やコミュニティの必要性とも関連して、公的な福祉システムのなかでもボランティアは徐々に重要な価値のあるものと認識されるようになった。特にボランティアソーシャルワークは、社会の周縁にいる人々の生活を良くするという機能をもっていること、ボランタリー組織は民主的なルールで活動しているということも評価してきた。

1980年代には病気や障がいをもつ人々のセルフヘルプグループも新たにつくられていった。セルフヘルプグループや市民のボランティア活動は、公的セクターだけが生活問題の解決主体ではなく、ボランタリー組織、企業、家族など多様な主体が社会的な責任を分担すべきであるという考え方を広めていった。さらに女性や草の根のボランティア団体は、福祉国家の構造や型にはまつた問題解決方法に反対し、自分たち自身の人生や生活の仕について自分たち自身の解決方法をつくっていきたいと考え、福祉国家から福祉社会へという政策の転換に大きな影響を与えた。

また後述するローカルセンターの活動も多くのボランティアによって運営されている。専門的な介護は職員の仕事であるが、職員のもうひとつの大事な仕事はセンターの活動に「高齢者たちが自主的に参加してくれるよう

に仕向けること」¹⁸⁾と言われている。そのために地域のボランティアが福祉サービスを利用している高齢者と対等な関係のなかで、ともに活動することによってその生活の質を向上させる役割も果たしつつある。

(3) 福祉ボランティアの発展と役割の変化

デンマークのボランティアの定義は、①自由意志、②無報酬（ただし実費弁償はあり、有償スタッフの雇用もする）、③自分の身内・家族を対象とした活動ではない、④組織化されている、というものである。さらにその役割は①1人ひとりの人、グループの人を対象として、那人達の快適な生活、あるいはケアを増やすような対策・行動をすることであり、②社会(公的部門)が対応できない具体的なサービス業務をすることとされている。公的部門が対応できないサービスとは、社会的に排除された人たち、具体的にはホームレス・依存症（アルコール・麻薬など）さらに孤独な高齢者の問題などに対応する活動であるという。

デンマークボランティアセンター所長は、「福祉ボランティアは、依存症や孤独な高齢者などの社会的に排除されている人の活動を最優先に援助している」という。ボランティアとは社会的「弱者」への対応や公的機関が見過ごしてきたことをヒューマニズムに基づいて担っていく人々である。社会的に排除されてきた人々は、公的部門に対して疑問や不信感をもっている。そのような人たちには特別な関わり方が必要であり、個人的に同じような経験をした人たちとの関係を基盤とした対話などが成功し、うまくいっている事例が多い。

デンマークにおける福祉ボランティアは、国民の6%（2006年8月現在）であり、全国に5,895団体が存在している¹⁹⁾。1992年に国

ボランティアセンターが、社会省の特別予算によって実験的・試験的に創設された。このセンターの目的は、福祉分野におけるボランティア活動の促進を図ることであり、そのための支援活動を担っている。具体的には福祉ボランティアの知識センターとしてボランティア団体の相談活動、ボランティアに関する情報提供と講習会の開催などを行っている。

さらにデンマークでは、ボランティア活動を発展させるためには資金のシステムが必要であり、組織の独立を確保しながらも政府からの資金援助が不可欠であるとしてボランティア組織がその目的のために自由に使えるような資金援助を行っている。そしてその資金は、真っ先に社会の中で最も支援が必要な組織に向けられなければならないとしている。具体的には精神病、ホームレス、アルコール・薬物依存症、少数民族の人々等であると明記されている。2006年度の予算をみると²⁰⁾①宝くじからの配分金1億5千4百万クローネ、②地方自治体からの配分金が1億クローネであり、①社会的に排除されている人たちのための予算4千6百万クローネ、②教育、講習会の予算9百万クローネ、が年間の決められた予算となっている。それ以外にも特別に支給される助成金が、外国籍の高齢者の援助のための資金などを含めて1億1千百万クローネとなっている。この予算からも社会的排除の問題が明確に位置づけられていることがわかる。

デンマークでは、国際ボランティア年の取り組みを契機に2001年ボランティア憲章が策定された²¹⁾。ボランティア憲章では、その目的をデンマークの民主主義の発展はボランティア組織と公的セクターとの独自の関係のもとにあるとして4つの目的を明確に示している。
①ボランティア組織の目的やその形態の多様性を尊重すること、②ボランティア組織と公

的セクターのそれぞれの違いを尊重し、相互により発展すること、③ボランティア組織がその取り組みを主張し、発展することが社会の発展を促進し、地域の福祉、1人ひとりの人生の豊かさを促進する。④ボランティア活動を促進し、それを見るものとしていくこと、としている。そこではボランティアの目的や多様性、公的セクターとの違いを尊重することなどが確認されている。また具体的には、①ボランティアの取り組みの価値、②公的セクターとボランティアとの関係が示され、ボランティア組織はその活動の限界や公的セクターがその活動の妨害をしないことなど独立性、民間性を明示している点が重要であると思われる。さらにこの憲章を広めることとともに政府とボランティア組織が今後も対話を継続していくことが明記されている。

3. デンマークの市民・利用者参加と高齢住民委員会

(1) デンマークのボランティア政策とボランティア組織の多様化

デンマークのボランティア政策は1983年、社会省が議会での議論を提案し、政府はボランティア組織に対して責任をもつことが確認された。そこでは個別のボランティア組織の可能性を支え、社会問題の解決の担い手として位置づけることが明確化された。そのようなボランティア組織を発展させていくために1992年デンマークボランティアセンターが設立された。それは社会省の下にボランティアの指導機関として位置づけられた。その運営委員会のメンバーは選挙によって選出され、先述のとおりボランティア組織への情報提供、調整・助言サービスなどを行っている。

デンマークのボランティア組織は、公共政策のなかで発展していくという点にその独自性があるといえる。そのことはボランティア

が提供するサービスについても、その前提にデンマークでは最適な公的サービスの条件を保証する責任は地方自治体にあることが明示されており、そのためボランティア活動への資金援助を重視していることからも明らかである。さらに1998年の新しい「社会サービス法」でも地方自治体がボランティア組織と共に、それを支援することを義務づけている。そのもとに1999年までにデンマークの自治体の約半分でボランティア活動に関する協議会を設置している。そして2000年には社会省、文化省、労働省、教育省等の各省庁とボランティア組織との委員会を設置し、ボランティア活動に関する報告書がつくられた。そのうえで先述のボランティア憲章が策定されている。

また、デンマークのボランティアセンターでは、ボランティア組織を3類型に分類してその特徴を把握している。

まず第1のグループは、小さな組織で、人々の直接的な関係を重視しているものである。具体的には、問題の初期の対応としてのアドバイスや調整活動を行っている。電話相談や当事者グループの組織化、訪問活動などである。このグループの家庭訪問のプログラムは、今日の社会の変化のなかで、孤立しつつある人々の増加傾向において重要な活動であるといえる。

2番目のグループは、政策提言や情報提供を行うものである。これは問題が多様化複雑化しつつある状況のなかで、病気や障がいなど潜在化している問題を明らかにし、それを公的な意見として反映させていくこと、さらにそれらの多様な問題に対応できる多様な組織のためには学習の場が求められている。

3番目のグループは、多様な活動・機関を展開・運営するものである。具体的には緊急センター、シェルター、カフェなど多様な目

的をもった機関を運営し、それらは子ども達、若者、高齢者、障がい者、DVなど被虐待者の人々のためのものであり、それらの活動が公的サービスかボランティア活動かの境界はあいまいである。実際には公的サービスとして用意されていないサービスをボランティアが提供している。

以上のようにボランティア組織は多様に発展し、その価値が社会的に認められるようになり、そのことが組織の規模や体制の強化にもつながっている。地方の小さなボランティア組織が、ボランティアだけでなく常勤の職員も雇用し、専門的な活動も担える組織へと発展している。デンマークで最も大きなボランティア団体であるデンマーク赤十字は15,000人のボランティアと120人の常勤職員、250箇所の支部と6万人のメンバーの組織になっている。また教会の団体の中でも5,000人のボランティアと350人の常勤職員の組織になったところもある。

デンマークの代表的な2つの高齢者団体の1つエルドラセイエンは会員約46万人、215の地域支部があり、ボランティアが11,000人、代表者会議のメンバーが10人、執行部の職員が80人となっている。その活動内容は、社会的援助活動（安心コール、訪問の友、プライエムへの訪問、エクササイズ、エスニックマイノリティ：他国籍の高齢者へのデンマーク語講座、認知症高齢者の家族の負担軽減活動など）である。もう1つのエルドラモビリセインゲンは、会員約43万人、約1,040の地域支部、3人の専従の事務局員がいる。この組織は独自のプロジェクト活動（高齢者が高齢者を助けるプロジェクト、データルーム、シニアネットテレビ）と高齢者政策への参加を行っている²²⁾。

ボランティア政策が推進され、ボランティア活動が発展するなかで、多様なボランティ

ア組織とその活動内容の多様性とともにボランティア活動の位置づけが変化し、そのなかでも利用者のニーズを反映させたサービス提供主体としての役割、さらに利用者の意見を表明し、それを政策につなげていくという役割が重要になってきている。

(2) 地方分権と利用者・住民参加

先述のとおりデンマークの憲法は1849年に制定されたが、第二次世界大戦時にはナチス・ドイツに占領され、その後解放されたのち1953年に「国民投票制」「オンブズマン制度」を含む新憲法が制定された。この新憲法を推し進めたのは国民の政治意識の高さだと言われている。欧州共同通貨ユーロへの参加に関しても2度の国民投票で否決されており国民の福祉国家システムへの信頼があることが伺える。また、通常の国民投票、議会選挙等の投票率も8割を超えており、政治への関心が高いといえる。

デンマークでは、1970年の地方自治体改革で、3,000人から5,000人規模の約1,500の地方自治体を平均20,000人規模の275市に統廃合した。さらに1974年に成立し、1976年に施行された「生活支援法」では総則第1条で「公共機関は、国内に居住し、かつ、本人若しくはその家族がおかれている状況のために相談助言、経済的若しくは実際的な援助、職業的能力の開発若しくは回復のための援助、又は介護、特別な治療若しくは教育的な援助を必要とするすべての者に対し、この法律の定めるところにより援助を行う義務を有する」²³⁾と地方自治体の責務が明記された。したがって地方自治体が増大する福祉ニーズへの責任を果たすために決定過程における市民参加が必要となってきたのである。

また、デンマークでは、歴史的にセルフヘルプグループの役割が大きく、保育や教育で

も保護者が必ず運営組織（理事会）のメンバーになり、当事者参加が行われていたという。さらに公共サービスへの利用者参加は1970年代後半から保育、教育、高齢者福祉の分野で先駆的な自治体では制度が導入されていた。そのような実績の下、1990年代に利用者・住民参加が制度化され、すべての自治体にユーザー・ボードの設置が義務づけられ、委員会の権限は地方政府への助言だけでなく、保育・教育の分野では自ら管理・執行にまで拡大している²⁴⁾。

高齢者の領域では、1975年には社会省から「生活支援法に関する問題についてコムーネ（地方自治体）議会が意見を聞くことのできるサービス利用委員会を設置することができる」という文書が出され、1970年代後半ごろから各自治体で設置されるようになり、1980年代後半から急増したという。その背景にはサービス利用について高齢者の代表が意見を言う場が求められてきたこと、地域内の高齢者団体の意見を集約して、自治体内の高齢者の意見を代表する集まりが求められたことがある。自発的に設立されてきた高齢住民委員会は1997年に法によって設置が義務づけられた。その役割は、高齢者福祉政策に関して市議会に助言をし、高齢者に関わる地域政策問題に関して、高齢住民の意見を市議会に伝えることである。そのキーワードは「参加と共同責任」²⁵⁾と言われているように高齢者の参画とともに高齢者自身が自分達の問題解決の主体となることも求められている。

(3) 高齢住民委員会の位置づけと役割

高齢住民委員会の役割について、オーフスの事例から具体的に明らかにしたい。オーフス市は人口約29万人でコペンハーゲンに次ぐデンマーク第二の都市である。オーフス市には37ヶ所のローカルセンターがある。ローカ

ルセンターは福祉地区といわれる人口約6,000人から10,000人規模のエリアに1ヶ所設置され、各ローカルセンターには約120人から150人規模の高齢者住宅（ケア付住宅含む）があり、そこには看護師とホームヘルパー、OT等がチームで配属され、その地区的在宅サービスに責任をもつという体制がとられている。このローカルセンターは生活支援法に位置づけられている。福祉地区は教区が基盤となった範囲となっており、ローカルセンターの隣には教会があり、地区的規模は日本的小学校区程度となっている。

そのオーフス市の高齢住民委員会の委員は現在15名であるが、4年に1回の選挙で60歳以上（18歳以上でなんらかの障がいがあって早期年金を受けている人も含まれる）の住民から選出されている。委員は最低5名以上とされている。今回の選挙では23人が立候補したという。事務所は市の拠点にあり、活動は無償であるが、運営費が年間約400万円となっている。

市は高齢者福祉政策や計画を決める場合、必ず高齢住民委員会に諮問しなければならないとされている。オーフス市の高齢住民委員会委員長によると委員会の活動内容は、市の制度が自分たち高齢者にとって望ましいものなのか、しっかり機能しているかどうかをチェックすることである。そして市のサービスに対する苦情にはしっかりと対応しなければならないという。

オーフス市には、37ヶ所のローカルセンターにそれぞれ高齢住民委員会があり、それぞれの委員会は9人の委員によって構成されている。その委員は2年に一度の選挙によって選出され、任期は2年間である。その選挙権は60歳以上のすべての住民がもっている。選挙は、高齢住民委員会の活動について関心のある人が立候補し、その中の人たちから選挙で

委員を選出する。投票はローカルセンターの活動の時にセンターで行ったり、郵送によっての投票も認められている。選出された9人のなかから代表となる委員長を話し合いで決めている。

高齢住民委員会の活動は、具体的にはローカルセンターの予算とその使い方、職員の仕事内容や採用に関わることなどに意見を言う権利がある。37ヶ所の高齢住民委員会は、運営費（交通費、電話代など）が年間約17,000クローネ（約34万円）あるが、活動は無償で行っている。37ヶ所のローカルセンターの高齢住民委員会は連携をとっており、代表者の会議もある。そしてそのなかで委員長、副委員長を選出し、年4回市の会議に参加している。

オーフス市では、福祉サービス財源の削減が推進されており、現在はサービスの質を落とさないことが重要な課題となっているといふ。現在、ローカルセンターの管理者が2ヶ所のセンターを担当するようになるなど人員削減も進められているが、職員数の削減はサービスの質の低下になるので、なんとかしたいと委員長は危惧を表明していた。さらに高齢者がアクティビティに参加できることを保障し、社会的な活動を守ることが重要であると言う。

4. デンマークの高齢者領域におけるボランティア活動と権利擁護

(1) オーフス市の高齢住民委員会

本節では、福祉財源が削減され、福祉政策に「自由選択」が導入され、市場原理のもとで福祉サービスが提供されつつあるなかで、そのサービスの質を利用者の視点から保障しようという取り組みの一つとして高齢住民委員会の活動事例を紹介し、その活動の特徴と位置づけを明らかにしていきたい。

まずは、2つのローカルセンターとその高齢住民委員会の具体的な活動を紹介したい。Aローカルセンターの地区には、年金生活者が約3,000人生活しており、40人規模のケア付住宅と60人規模の高齢者住宅がある。併設の食堂は、午前7時30分から午後3時まで営業され、地域の人々の利用も多く、地域の人々が使える大きなホールとトレーニングルーム、高齢住民委員会の部屋もある。訪問サービスは900人の住民が利用しており、地区を4グループに分けて看護師、ホームヘルパーによるチームで担当している。

このローカルセンターに高齢住民委員会が設置されている。高齢住民委員は、このローカルセンターで、その予算やお金の使い方に関わる意見を言うことができ、さらに職員の採用には同席し、どういう人を雇うのかということに関わることができる。日常的な活動としては、ローカルセンターでの映画、bingo、講演会などのアクティビティを企画し、運営に関わったり、無償でカフェや売店KIOSKの販売を手伝ったり、利用者が市のサービスを利用し申請をするときや病院に行くときなどに付き添って、説明したり、代弁したりする活動も行っている。

またローカルセンターのホームヘルプサービスや食事等についての苦情も受け止め、その場で職員に伝えるなど対応できることはすぐに行う。食事の味見も3ヶ月に1回は定期的に行い、メニューの作成にも関わったりしている。最近の苦情としては、カフェを利用している人が固定化しつつあることもあり、新しい人が入りにくいという苦情があって、対応したという。

Bローカルセンターの地域は人口約6,000人で、高齢者住宅の住民は80人、ケア付住宅は28人と18人の棟がある。高齢者住宅は67m²で1人暮らし、夫婦世帯が暮らしている。ケ

ア付住宅は大きな居間と寝室があり、1人ひとりのニーズに合わせたケアが行われている。食堂とカフェ・売店、ビリヤードの部屋、織物の部屋、トレーニングルームなどもあり、地域住民に開放されている。この地域には年金生活者も多く、この地域で住み続けたいという人が多い。現在ケア付住宅の待機者は約23人となっている。

高齢住民委員会は、女性4人、男性5人で構成されている。この地区の去年の選挙の投票率は18%であった。女性委員の二人に委員に立候補した動機を伺うと、1人は自分の母親が以前プライエム（特別養護老人ホーム）に入居していたが、そのときには自分は何もしてあげられなかっただので、このセンターで自分にできることをやれたらと思った。さらに委員になる前から話し相手のボランティアをやっていたので、そのときの仲間にさそわれたことが直接のきっかけになったと言う。もう1人はこのセンターで元看護師をしていた。このセンターの人たちが好きで自分でできることがあればやりたいと思ったと言う。二人はこの委員会の活動について、「高齢住民委員会は、スタッフの目の届かないところを見ることができる。さらに自分達が住んでいるまちなので、地域の人々のことも理解できるし、スタッフの採用にも関わることができるのは重要だと思う」と述べていた。二人とも毎週2、3回センターに来て、会議や食堂の手伝いなどのボランティア活動を行っているという。また高齢住民委員の他にも多くのボランティアが、センターのアクティビティに参加し、音楽や散歩、パソコン教室の講習会の講師、また食堂・喫茶のボランティアは約70名もいる。

Bローカルセンターの所長は、ローカルセンターの利用者に毎年行うアンケート調査による評価は高く、地域の人達からも喜ばれて

おり評判もいいという。しかし近年の福祉予算削減の影響によって1人ひとりのニーズに充分対応できない状況等の問題が出てきている。具体的には待機者の増加やサービスの内容もホームヘルプサービスの回数が減らされ、さらにホームヘルパーの数も減り、アクティビティリーダーも2人から1人になり、ボランティアにその業務を代替させていく方向にある。ローカルセンター全体の運営がボランティアなしでは成りたなくなってきたという。また福祉サービスに自由契約制度を取り入れることによって、民間サービスを利用する人達もでてきていている。現在はまだこのセンターのサービス水準はなんとか高く維持できているが、今後は厳しくなっていくだろうと不安を表明していた。

(2) 認知症ケアと権利擁護

デンマークでは1988年に「高齢者及び障害者に適した住宅法」の改正によって、従来の施設には補助金を出さないことが決定され、脱施設が急速に推進された。そして高齢者の住宅は67m²が最低基準として設定され²⁶⁾、トイレ・シャワー・キッチンが整備されている居住空間が保障されている。居住環境の重要性はプライバシーの確保やその人らしい生活をおくるための最低必要条件であることは今日もはや言うまでもないことであろう。さらに、1980年代からイギリスを含む欧米諸国においては、部屋の個室化やその広さの確保にとどまることなく、労働力の職業資格別に適正な規模と教育訓練及び定着性の確保の課題が、他ならぬ要介護者のプライバシーや尊厳ならびに選択性や安全の確保に関わって提出され、この解決なしには、要介護者のプライバシーを始めとする権利性の確保も、見通し得ない²⁷⁾といわれている。

したがって、居住環境の基準とともにそこ

での生活を支援する専門職の存在が権利擁護の実体化のためには不可欠となる。そのように考えると今日デンマークにおける専門職の確保を含めた財政削減は権利保障の実現が困難になりつつあることを示している。専門職の確保は必要充分な支援をするためには今後も検討していくなければならない重要な課題であることは間違いない。しかし現実的な対応が求められる課題であるからこそ、現状における最善の取り組みが求められる。

デンマークでは、2000年1月1日から権力行使に関する「社会サービス法」が施行されている。権力行使とは、利用者の自由意志や自己決定を否定したり、あるいは、利用者の行動を制限したりするサービス提供者の行為のことである。

オーフス市にはカリタスという重い認知症の方々を専門的にケアする「施設」がある。脱施設が推進されているデンマークでも最も重症で専門的なケアを要する人々は、ローカルセンターからこのカリタスでのケアを利用することになっている。カリタスは定員110人のユニットケアのケア付住宅である。

このカリタスの元施設長は、統合失調症など精神障がいをもつなどの重い認知症の方に對しては1LDKの住宅があればいいというわけではないという。そこにおきざりにされてしまう環境は認知症の人たちにとって適したものではないのである。認知症のケアには多くの人手が必要であり、その職員には知識の向上などによる専門性が求められている。認知症の人にとっても家族にとっても、建物はごく自然な昔なじみの雰囲気のもので、昔の体験ができたり、家族や孫との交流ができることによって、身体も自然に動くようになり、筋肉が萎縮しない状態を保持することができる。それを前提として、さらにカリタスの職員であるヘルパー、セラピー、用務員の

人たちすべての理解と合意のもとに認知症の人たちを支えていくことが必要である。知識があればあるほど適切な対応ができるという。

そのような環境と専門性の高いチームケアがされているカリタスでさえ、権利擁護を実践していくことは困難なテーマとなっている。先述のローカルセンターの所長と同様元施設長も「財源が厳しいということで人手が削られる」ことに危惧を表明されていた。

現在、110人の認知症高齢者のなかで「選択的施設」が5人に認められている。この「選択的施設」とは、高齢者が敷地外に出ようとするとセンサーによって1、2分鍵がかかり、担当者の携帯電話に連絡が入るというしくみである。これには①本人の許可と②認定機関（国）の許可が必要である。自己決定権と保護義務との関係はとても難しく、許可を得るためにあくまでも本人の意思を把握する必要がある。認知症の人は自己表示が困難であるが、家族には聞かない。家族はすぐつけてくださいという可能性が高いので、本人を熟知している人が選択肢を少なくして、簡単に答えられるような方法で丁寧に聞くという。本人がどうしても理解できない場合は国の評定機関の判断によって行う。カリタスは、社会的に最も困難な問題を抱えた人たちの問題を解決していくという役割を担っており、地域で受け止めきれない人々を受け止める最後の砦の役割を果たしている。そのような位置にある場であるからこそ、認知症の人たちの尊厳をいかに守るかということに力をいれている。具体的には、「倫理決算」という第3者、家族・利用者へのサービス評価の調査を継続的に行い、改善の取り組みを日常的に行い、さらに家族・地域の人々やボランティアが出入りできる開かれた環境をつくる努力をしている。

(3) 権利擁護とボランティア活動

元施設長は、「認知症の人を含めて市民は良い生活をする権利がある。そして家族は身内が認知症になると自分も同じようになるのではないかと不安になっている。しかし認知症の人たちが良い生活をしていると安心するのである。したがって認知症や認知症のケアについて多くの人が情報と知識をもつことが必要である。教会などで講演をしているが、隣近所の人たちが、自分たちを有効活用することによって、施設ではなく地域すべての人たちが暮らせるということを理解し始めている」という。

最も重い認知症の課題を解決し、すべての人々の権利をまもるために、住民、ボランティアが知識と情報をもち、さらに身近なところでその支援をするボランティア活動に参加することが重要な課題となる。権利は誰かに守ってもらうものではなく、住民、ボランティアが自ら守り、常に監視をし続けていくことが必要不可欠なものであるといえる。

デンマークにおけるボランティア活動は、グローバリゼーションの進展を背景に福祉国家がゆらぐなかで、公的サービスの一部を担うという新たな役割を担いつつある。しかしその一部の内容は現状においては他の欧米諸国のようなサービス供給主体というよりは利用者の代弁やその生活の質を高くするという権利擁護の役割が大きいのではないかと思われる。

1990年代からデンマークにおけるボランティア活動の推進は国家のシステムとしてより明確に位置づけられ、その位置づけや量的な拡大が図られつつある。その方向には専門職主体の公的サービスによって提供されてきた福祉サービスが福祉財源の削減のなかで、その不足を補う役割を担うという役割が期待されつつあることも明らかであった。

しかし、その際にボランティア支援策が財政的な支援とともに活動プログラムや組織運営への支援体制などとして整備されつつある。そして、デンマークでのボランティアの位置づけは、福祉サービスの多元化の一つとして独自に運営し、公的機関と並列に競合するという方向ではなく、あくまでも公的支援を基礎にしながらニーズに近いボランティアによって支援することが望ましい領域に活動が想定されている。そのような想定というのは、ローカルセンターでのボランティア活動などからも明らかなように職員不足を補うという側面ではなく、職員には提供困難な領域、もしくは当事者同士の支え合い活動として権利擁護活動を軸としたボランティア活動が幅広く展開されていた。わが国の場合、特別養護老人ホーム等で以前から定期的に行われているボランティア活動は、洗濯物をたたむとか、車椅子の整備・掃除などであったが、そのようなことに関わるボランティアという位置づけはみられなかった。あくまでも高齢者住宅等に居住する高齢者の権利を守り、その生活の質を豊かにするということがボランティア活動の目的となっていた。

現状においては、デンマークのボランティア活動は当事者組織の歴史的な活動の積み重ねも背景にあり、ニーズに近い人たちの相互扶助的な活動、権利擁護活動として活発に展開されているといえる。しかし、調査結果からも危惧が表明されていたように今後さらに福祉財源が削減される傾向が続くならばその位置づけは公的サービスを補完・代替する方向へと変化する可能性も否定できない。そうなった場合多くの欧米のボランティア組織が当面している営利企業との競合やそのことから派生するボランティア・NPOの危機とも無関係ではないであろう。

おわりに

福祉国家が揺らいでいる今日においてボランティアは、そのゆらぎの背景にある新たな社会的排除という問題を解決する主体として大きな期待を寄せられつつある。さらに福祉サービスの市場化が急速に展開するなかでは、サービス供給主体としても位置づけられつつある。ボランティアは新しいニーズ、さらに従来公的に担われてきたサービス供給の新たな主体として、その規模や活動内容も拡大、多様化しつつある。

しかしデンマークにおけるボランティアの発展過程を振り返るとボランティアは利用者のニーズを明らかにし、より「弱い」立場にある人々に対する支援活動を担っており、さらに権利擁護の担い手となっていることが明らかであった。デンマークのボランティア活動は、福祉国家のゆらぎのなかで、ボランティアに多大な期待がかけられつつある今日において、改めてボランティアの本質は権利を具体的に擁護していくことにあるということを明確にする必要があることを示していたといえよう。

ボランティアが権利擁護の担い手であるということは、デンマークのボランティア活動の発展を歴史的に遡ってみるとデンマークの民主主義の発展のなかにその活動が位置づけられていたことからも必然性があるといえる。さらに小池直人は「デンマークにおいて福祉国家の制度はたえず、『下から』の民衆運動によって媒介してきた」²⁸⁾と指摘している。その背景にはキリスト教の影響、デンマークで活発に展開してきた国民教育運動、協同組合運動、当事者組織のセルフヘルプグループ活動の歴史的展開・蓄積の影響が大きいのではないかと思われる。したがって市場競争に当面するとしてもその基盤は磐石であり、ミッションを明確にした取り組みが継続する

という見通しももてるのではないかと考えられる。それらの点については今後の研究課題としたいと考えている。

また、グローバリゼーションが進展しつつあることは明らかであったが、現時点においては、デンマークでは営利企業の福祉サービスが提供され始めたという段階であった。しかし、今後その拡大が図られるとするならば、専門職の適正な確保とその質の保持とともにボランティアや当事者組織による権利擁護はさらに重要な課題となる。その点についても今後の研究課題としたい。

最後になったが、オーフスのローカルセンター、カリタスの職員の方々、高齢住民委員会の方々、デンマークボランティアセンターの方々、片岡豊氏（デンマーク社会研究協会理事長・エグモント・ホイスコーレン）には、調査で大変お世話になったことに謝意を表したい。

注

- 1) 宮本太郎（2005）「ソーシャルガバナンス」山口二郎・宮本太郎・坪郷實編著『ポスト福祉国家とソーシャルガバナンス』ミネルヴァ書房, p12
- 2) G.Esping-Andersen (1990) THE THREE WORLDS OF WELFARE CAPITALISM (G.エスピング-アンデルセン著・岡沢憲夫・宮本太郎監訳 (2001)『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, p30)
- 3) G.Esping-Andersen (1990) 岡沢憲夫・宮本太郎監訳 (2001) pp. 19-23
- 4) G.Esping-Andersen (1996) WELFARE STATES IN TRANSITION, UNRIST (G・エスピング-アンデルセン編・埋橋孝文監訳 (2003)『転換期の福祉国家 グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部) pp10-11
- 5) Ajit S.Bhalla and Frederic Lapeyre (2004) POVERTY AND EXCLUSION IN A GLOBAL WORLD,2nd edition (アジット・S・バラ/フレデリック・ラペール著・福原宏幸・中

- 村健吾監訳（2005）『グローバル化と社会的排除 貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂）
- 6) 山口二郎・宮本太郎・小川有美編（2005）『市民社会民主主義への挑戦 ポスト「第三の道」のヨーロッパ政治』日本経済評論社, p14
- 7) 「情報の非対称性」について、ハンスマントーは、市場において売り手と買い手、供給者と受給者は取り引きされる財・サービスについて同等の情報をもち、同等の評価力をもって初めて対等平等の取り引きが成立する。しかしながら、この供給側と需要側の情報の対象性は必ずしも保証されない。とりわけ専門性の高い財・サービスについて買い物手、消費者側が専門家である供給側と同じ情報をもつことは不可能である。そこでは一般的な市場取り引きは成立しないことを明らかにしている。そのうえでそのような取り引きのしくみとして望ましいと思われるは消費者自身が供給組織をコントロールする組織である消費者協同組合、生協がその典型的な組織であるといわれている。（川口清史「アメリカの非営利セクター論」川口清史他編著『非営利・協同セクターの理論と現実 参加型社会システムを求めて』日本経済評論社, pp46-47）
- 8) G.Esping-Andersen (2001) A Welfare State for the 21st Century (G・エスピング・アンデルセン著・渡辺雅男・渡辺景子訳（2001）『福祉国家の可能性 改革の戦略と理論的基礎』桜井書店, p. 97
- 9) Lester M.Salamon (1997) HOLDING THE CENTER Americas Nonprofit Sector at a Crossroads (レスター M.サラモン 山内直人訳・解説『NPO最前線 岐路に立つアメリカ市民社会』pp. 1-8
- 10) 非営利組織（NPO）の定義は①組織の形態をとり、②政府組織の一部を構成せず、③組織の理事に利潤を分配せず、④自律的に運営されており、⑤公共目的のために活動しているとレスター・サラモンによって定義されている（Lester M. Salamon (1997)）が、ここでは、EC委員会の「社会的目的をもった自主組織であり、その基本的な運営原則は、連帯と1人1票を基礎とするメンバー参加である」という定義を採用し、具体的には「協同組合、共済組織、アソシエーション、財団」を含むものとして位置づけている。
- 11) 坪郷實「刷新された社会民主主義と『市民活動の将来』」山口二郎他 (2005), p160
- 12) Pestoff.V.A. (1999) Beyond The Market and State.Ashgate, pp2-3
- 13) 宮本太郎「『第3の道』以後の福祉政治」山口二郎他 (2005), pp91-104
- 14) 岡本祐三 (1993)『デンマークに学ぶ豊かな老後』朝日文庫, pp218-220
- 15) Ministry of Social Affairs.Denmark(2001) The Voluntary Social Sector in Denmark
- 16) 岡本 (1993) pp131-133
- 17) 115条において地方自治体を通じて資金を配分することが定められている。
- 18) 大熊一夫(1996)『あなたの老後の運命は 徹底比較ルポ デンマーク・ドイツ・日本』ぶどう社, pp75-76
- 19) 日本の福祉領域におけるボランティア数は 7,385,268人、ボランティア団体数は123,926団体（2005年度）であり、総人口に占める割合では約0.6%となり、デンマークの約10分の1である。全国ボランティア活動振興センター（2007）『ボランティア活動年報2005年』
- 20) Center for Frivilligt Socialt Arbejde (2006) Frivilling 80
- 21) Ministry of Social Affairs.Denmark (2001) Charter for interaction between Volunteer Denmark/Associations Denmark and public sector
- 22) 原田亜紀子、生田京子、福島容子「高齢者団体—受け手から主体へ」朝野他 (2005) pp126-173
- 23) デンマーク社会省、西澤秀夫訳（1996）『新版 デンマーク生活支援法 社会的援護に関する法律』ビネバル出版発行、星雲社p8、西澤はこの条文がデンマークの民主主義の思想であると紹介している。
- 24) 朝野賢司「ユーザー・モクラシーを支える地方分権型行政システム」朝野他著（2005）『デンマークのユーザー・モクラシー 福祉・環境・まちづくりからみる地方分権社会』新評論, pp28-29
- 25) 福島容子「高齢住民委員会—政策決定過程への住民参画とその歴史」朝野他 (2005) pp178-183、なお、高齢住民委員会の設置は、「社会行政領域における権利保障および行政管理に関する法律」第30条から33条で定められている。

- 26) 高齢者住宅の最低基準は67m²であるが、ケア付住宅の場合は共有スペースを含めた広さが規準となっている。
- 27) 三富紀敬 (2005)『欧米のケアワーカー—福祉国家の忘れられた人々』ミネルヴァ書房, pp3
- 28) 小池直人 (2005)「『生活形成』の思想史—デンマーク社会研究への序論」竹内章郎他著『平等主義が福祉をつくす 脱〈自己責任=格差社会〉の理論』青木書店, p140

参考文献

- Anthony Giddens (1999) RUNAWAY WORLD
(アンソニーギデンス著佐和隆光訳 (2001)『暴走する世界 グローバリゼーションは何をどう変えるのか』ダイアモンド社
- Ann Blackmore NCVO Policy Team (2004) A study of the myths and realities of voluntary and community sector independence. NCVO
- Michal J.Austin,PhD (2004) Changing Welfare Services Case Studies of Local Welfare Reform Programs, The Haworth Social Work Practice Press
- Norman Johnson (1999) MIXED ECONOMIES OF WELFARE A Comparative Perspective
(ノーマンジョンソン著青木郁夫・山本隆監訳 (2002)『グローバリゼーションと福祉国家の変容 国際比較の視点』法律文化社)
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子編 (1999)『世界の社会福祉 デンマーク ノルウェー』旬報社
- 野村武夫 (2004)『ノーマライゼーションが生まれた国・デンマーク』ミネルヴァ書房
- 松岡洋子 (2005)『デンマークの高齢者福祉と地域居住 最期まで住み切る住宅力・ケア力・地域力』新評論
- 湯沢擁彦 (2001)『少子化をのりこえたデンマーク』朝日選書